

## 第2 福岡県個人情報保護条例の運用状況

### 1 自己情報の開示の状況

#### (1) 文書による開示請求

##### ア 開示請求の状況

令和3年度の文書による自己の個人情報（以下「自己情報」という。）の開示請求の件数は、631件でした（図1）。

これを開示請求者別に見ると、県内に住所を有する個人が569件、県外に住所を有する個人が62件となっています（図2）。

また、実施機関別に見ると、警察本部長424件、知事88件、人事委員会61件、地方独立行政法人38件等となっています（表1）。

開示請求の主な内容を見ると、警察が作成した相談カード、サービス日誌、犯罪事件受理簿、物件事故報告書等に記載された自己情報や、職員採用試験または公立大学入学試験成績に係る自己情報等があります。

図1 文書による開示請求件数（平成29年度～令和3年度）

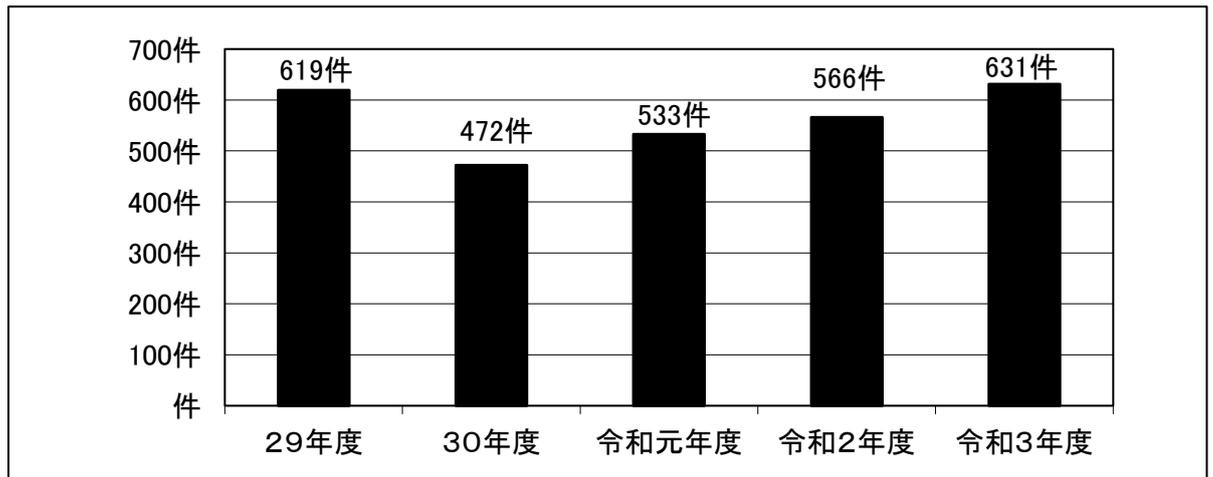


図2 開示請求者別内訳

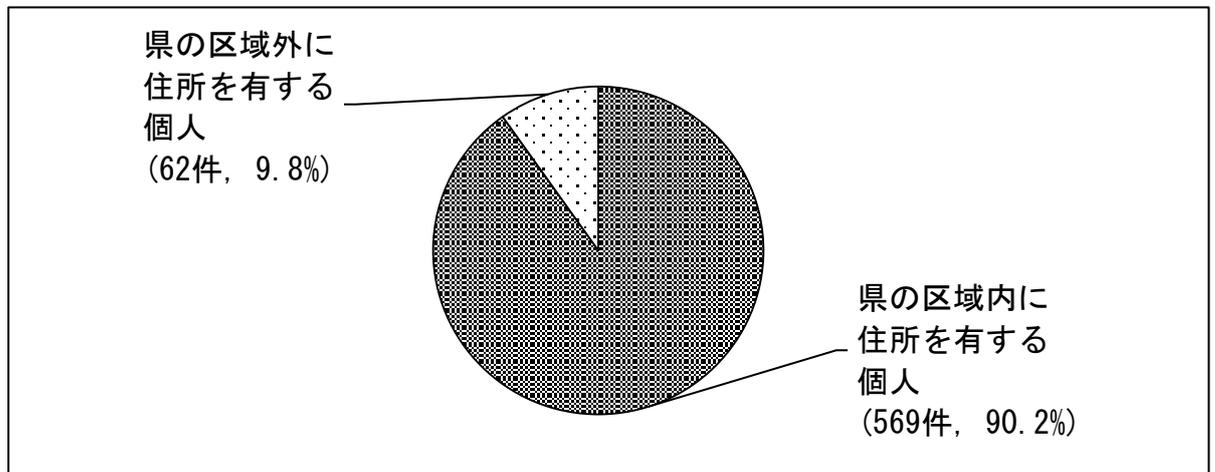


表 1 実施機関別個人情報開示請求状況

実施機関		請求 件数	開示請求の主な内容
知 事	総務部、秘書室	8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種申請書に関する自己情報</li> <li>・各種相談記録に記載された自己情報</li> </ul>
	企画・地域振興部		
	人づくり・県民生活部	9	
	保健医療介護部	26	
	福祉労働部	36	
	環境部		
	商工部		
	農林水産部	4	
	県土整備部	4	
	建築都市部	1	
	会計管理局		
	小計	88	
議会	1		
公営企業の管理者			
教育委員会	19		
選挙管理委員会			
人事委員会	61	・職員採用試験結果に関する自己情報	
監査委員会			
公安委員会			
警察本部長	424	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談カードに記載された自己情報</li> <li>・サービス日誌に記載された自己情報</li> <li>・犯罪事件受理簿に記載された自己情報</li> <li>・物件事務報告書に記載された自己情報</li> </ul>	
労働委員会			
収用委員会			
海区漁業調整委員会			
内水面漁場管理委員会			
地方独立行政法人	38	・公立大学入学試験結果に関する自己情報	
公社			
合計	631		

## イ 開示請求に対する決定の状況

開示請求631件のうち、実施機関が開示決定等を行った件数は、却下及び取下げの件数10件を除いた621件です（表2）。

表2 実施機関個人情報開示請求に対する決定状況

実施機関	請求 件数	決 定 の 状 況				取下げ	
		開示	部分開示	不 開 示 不 存 在	却下		
知 事	総務部、秘書室	8	2	3		1	2
	企画・地域振興部						
	人づくり・県民生活部	9	6	3			
	保健医療介護部	26	20	5			1
	福祉労働部	36	12	21	1	1	2
	環境部						
	商工部						
	農林水産部	4	2	2			
	県土整備部	4	3	1			
	建築都市部	1		1			
	会計管理局						
小 計	88	45	36	1	1	5	
議 会	1	1					
公営企業の管理者							
教育委員会	19	12	6	1	1		
選挙管理委員会							
人事委員会	61	61					
監査委員							
公安委員会							
警察本部長	424	19	399	2	2	3	
労働委員会							
収用委員会							
海区漁業調整委員会							
内水面漁場管理委員会							
地方独立行政法人	38	38					
公 社							
合 計	631	176	441	4	4	4	
(請求件数に対する比率)	(100.0%)	(27.9%)	(69.9%)	(0.6%)	(0.6%)	(0.6%)	
						6	
						(1.0%)	

## ウ 不開示事由

不開示と部分開示の決定状況について、条例第14条第1項の第1号から第10号までの主な適用状況は下表のとおりです（表3）。

表3 不開示事由の事由別適用件数

条例第14条第1項各号		適用件数		
		部分開示	不開示	計
第1号	開示請求者以外の個人に関する情報	324		324
第2号	事業情報	7		7
第3号	審議・検討等情報	8		8
第4号	行政運営情報	135		135
第5号	評価判断情報	123		123
第6号	警察職員情報	383		383
第7号	捜査等情報	26		26
第8号	法令秘情報	1		1
第9号	未成年者等情報	1		1
第10号	会派情報			
計		1,008		1,008

注1 重複適用があるため、表2の件数と一致しません。

注2 不存在は除いています。

## (2) 口頭による開示請求（簡易開示）

### ア 簡易開示の対象となる個人情報

簡易開示とは、実施機関があらかじめ定めた個人情報について口頭で開示請求を行い、直ちに開示を受けることができるもので、県立の高等学校等の入学試験、職員採用試験、県が行う資格試験等の結果（得点、順位等）が対象となっています。

実施機関別の対象件数は、知事が19件、教育委員会が7件、人事委員会が5件、警察本部長が15件、地方独立行政法人が18件、合計64件となっています（資料）簡易開示一覧表）。

### イ 簡易開示の件数

簡易開示の請求件数は、9,158件でした（図3、表5）。

請求件数が最も多かったものは、福岡県立高等学校入学者選抜で、7,193件の請求があり、請求件数全体の約78.5パーセントとなっています。

その他の主な内容は、県職員採用試験関係のものが661件、三公立大学入学試験関係のものが437件、福岡県立高等技術専門校訓練生選考試験関係のものが66件等となっています。

図3 口頭による開示請求件数（平成29年度～令和3年度）

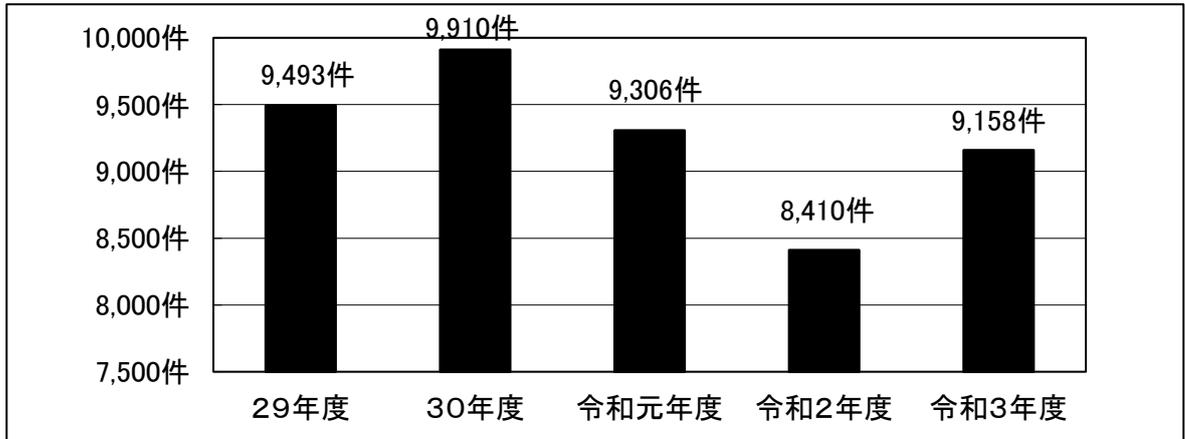


表5 実施機関別簡易開示の件数

実施機関	開示の対象となる試験又は選考	件数	開示期間
知事	クリーニング師試験	3	合否発表の日から1か月間
	製菓衛生師試験	1	
	福岡県ふぐ処理師試験	5	
	福岡県准看護師試験	4	
	毒物劇物取扱者試験	3	
	登録販売者試験	52	合格発表の日から1か月間
	福岡県介護支援専門員実務研修受講試験	10	合否発表の日から1か月間
	福岡県立高等技術専門校訓練生選考試験	66	合否発表の日から1か月間
	福岡県障害者職業能力開発校入校選考試験	3	
	狩猟免許試験	6	合格発表の日から1か月間
	家畜人工授精講習会修業試験	1	合否発表の日から1か月間
	小計	154	
教育委員会	福岡県教育委員会職員採用選考試験	1	合否通知を送付した日の翌日から1か月間
	福岡県立高等学校入学者選抜	7,193	合格発表の日（全日制課程又は定時制課程（単位制に限る。）において補充募集が行われる場合は、当該補充募集の合格発表の日）の翌日から1か月間
	福岡県立中等教育学校及び福岡県立中学校入学者決定	140	入学者決定結果通知を送付した日の翌日から1か月間
	小計	7,334	
人事委員	福岡県職員採用Ⅰ類・Ⅱ類・Ⅲ類試験	490	合格発表日の翌日から3か月間
	福岡県職員民間企業等職務経験者採用試験	67	
	福岡県職員採用選考（人事委員会が実施する職員採用選考に係るものに限る。）	104	

会	小 計	6 6 1	
警 察 本 部 長	福岡県警察官A（女性）採用試験	1	合格発表日から1か月間。ただし、第1次試験合格者については、最終合格発表日から1か月間
	猟銃等講習考査	2 1 3	合否発表の日から1か月間
	警備員指導教育責任者講習修了考査	1 6 9	
	機械警備業務管理者講習修了考査	7	
	警備員等検定学科試験	1 1 6	
	警備員等検定実技試験	4 7	
	駐車監視員資格者講習修了考査	1 9	
	小 計	5 7 2	
地 方 独 立 行 政 法 人	九州歯科大学入学者選抜試験（一般選抜・総合型選抜・学校推薦型選抜）	1 6 7	4月16日から1か月間
	九州歯科大学大学院入学者選抜試験	1 1	合格発表の日から1か月間
	福岡女子大学学部入学者選抜試験（一般選抜・一般選抜以外）	1 0 0	学生募集要項に定める期間
	福岡県立大学一般選抜試験	1 0 3	4月16日から1か月間
	福岡県立大学学校推薦型選抜試験	4 6	
	福岡県立大学大学院入学者選抜試験	1 0	合格発表の日の翌月の1日から1か月間
	小 計	4 3 7	
合 計	9, 1 5 8		

## 2 自己情報の訂正の状況

自己情報の訂正請求は、開示を受けた自己情報の内容が事実でないと思料するときに、実施機関に対し、その訂正（追加及び削除を含む。）を請求することができるものです。令和3年度は、自己情報の訂正請求はありませんでした。

## 3 自己情報の利用停止の状況

自己情報の利用停止請求は、開示を受けた自己情報が、収集の制限等（条例第3条）、個人情報の利用及び提供の制限（条例第5条）、特定個人情報の利用の制限（条例第5条の2）又は特定個人情報の提供の制限（条例第5条の3）に違反して収集、利用又は提供されていると思料するときに、実施機関に対し、その利用停止を請求することができるものです。

令和3年度は、自己情報の利用停止請求はありませんでした。

#### 4 審査請求の状況

開示請求、訂正請求又は利用停止請求に対する決定に不服がある請求者は、行政不服審査法の規定に基づき、審査請求を行うことができます。

令和3年度は、審査請求が10件ありました(表6)。

表6 審査請求の状況

(令和4年9月1日現在)

審査案件	諮問実施機関	審査請求年月日	個人情報保護審議会		実施機関の裁決	
			諮問年月日	答申年月日	年月日	内容
福岡県情報公開審査会の答申に係る個人情報利用不停止決定処分に対する審査請求	知事	R3. 4. 18	R3. 7. 21	—	—	—
障がい者施設において発生した介護事故に関する報告書等に係る個人情報不開示決定処分に対する審査請求	知事	R3. 5. 28	R3. 10. 21	—	—	—
自立支援医療受給者証の交付申請のために提出した診断書に係る個人情報開示決定処分に対する審査請求	知事	R3. 5. 28	—	—	R3. 8. 16	却下
自立支援医療受給者証の交付申請のために提出した診断書に係る特定個人情報開示決定処分に対する審査請求	知事	R3. 5. 28	—	—	R3. 8. 16	却下
交通事故相談票に係る個人情報部分開示決定処分に対する審査請求	知事	R3. 5. 28	R3. 7. 6	R4. 2. 17 (答申第126号)	R4. 3. 18	棄却
医療機関から提出されたレセプトに係る特定個人情報不開示決定処分に対する審査請求	知事	R3. 5. 28	R3. 8. 31	R4. 2. 17 (答申第127号)	R4. 3. 28	棄却
国民健康保険審査会の資料等に関する個人情報部分開示決定処分に対する審査請求	知事	R3. 6. 15	R3. 11. 16	—	—	—
交番勤務日誌に関する個人情報部分開示決定に対する審査請求	公安委員会	R3. 7. 10	R4. 3. 17	—	—	—
乳幼児発達診査指導票に関する個人情報部分開示決定処分に対する審査請求	知事	R3. 11. 18	R4. 1. 27	—	—	—
小郡警察署管理に係る保護カード等に関する個人情報部分開示決定処分に対する審査請求	公安委員会	R3. 11. 4	R4. 5. 12	—	—	—

## 5 事業者が取り扱う個人情報の保護

知事は、条例第47条の規定により、事業者が行う個人情報の取扱いについて苦情相談があったときは、これを適切に処理することとしています。

令和3年度は、事業者が行う個人情報の取扱いについて、4件の苦情相談がありました。

## 6 福岡県個人情報保護審議会

個人情報保護審議会は、実施機関からの諮問事項の調査、答申、建議等を行うため、条例第51条の規定に基づき知事の附属機関として設置されています。

審議会には、次の部会を置いています。

- ・第一部会（審査請求部会）

審査請求事案の審査に関する事項を所掌する。

- ・第二部会（住基法・番号利用法部会）

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく本人確認情報の保護に関する事項及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）に基づく特定個人情報保護評価に関する事項を所掌する。

### (1) 福岡県個人情報保護審議会の開催状況

令和3年度の審議会の開催状況は、次のとおりです（表7～8）。

**表7 全体会の開催状況**

	開催日	会議に付した事案の件名	審査請求日	諮問日	進行状況
第15期 第1回	R3. 6. 17	(1) 国の個人情報保護制度の見直しについて（報告）	-	-	-
		(2) 福岡県個人情報保護審議会への諮問の取扱いについて（報告）	-	-	-

**表8 第一部会の開催状況**

	開催日	会議に付した事案の件名	審査請求日	諮問日	進行状況
第15期 第11回	R3. 6. 17	(1) Web会議による調査審議手続に関する申合せについて	-	-	-
第15期 第12回	R3. 7. 15	(1) 措置入院に関する提出書類に係る個人情報部分開示決定に対する審査請求	R2. 7. 10	R2. 9. 22	概要説明
		(2) 県立高等学校におけるいじめに関する記録等に係る個人情報部分開示決定処分に対する審査請求	R2. 4. 16	R2. 7. 14	論点整理
第15期 第13回	R3. 8. 26	(1) 県立学校におけるいじめ及びハラスメントに関する文書の個人情報不開示決定処分に対する審査請求	R2. 6. 23	R2. 11. 24	意見陳述
		(2) 医療相談の対応記録に係る個人情報不開示決定に対する審査請求	R2. 12. 5	R3. 2. 4	概要説明
第15期 第14回	R3. 9. 16	(1) 県立高等学校におけるいじめに関する記録等に係る個人情報部分開示決定処分に対する審査請求	R2. 4. 16	R2. 7. 14	答申案骨子
		(2) 交通事故相談所における交通事故に関する相談記録の個人情報部分開示決定処分に対する審査請求	R3. 5. 28	R3. 7. 6	概要説明
第15期 第15回	R3. 10. 21	(1) 県立高等学校におけるいじめに関する記録等に係る個人情報部分開示決定処分に対する審査請求	R2. 4. 16	R2. 7. 14	答申案
		(2) 措置入院に関する提出書類に係る個人情報部分開示決定処分に対する審査請求	R2. 7. 10	R2. 9. 22	意見陳述
第15期 第16回	R3. 11. 18	(1) 措置入院に関する提出書類に係る個人情報部分開示決定処分に対する審査請求	R2. 7. 10	R2. 9. 22	論点整理
		(2) 交通事故相談所における交通事故に関する相談記録の個人情報部分開示決定処分に対する審査請求	R3. 5. 28	R3. 7. 6	論点整理
		(3) 医療機関から提出されたレセプトに係る特定個人情報不開示決定処分に対する審査請求	R3. 5. 28	R3. 8. 31	概要説明

	開催日	会議に付した事案の件名	審査請求日	諮問日	進行状況
第15期 第17回	R3. 12. 16	(1) 措置入院に関する提出書類に係る個人情報部分開示決定処分に対する審査請求	R2. 7. 10	R2. 9. 22	論点検討
		(2) 医療相談の対応記録に係る個人情報不開示決定に対する審査請求	R2. 12. 5	R3. 2. 4	論点整理
第15期 第18回	R4. 1. 20	(1) 交通事故相談所における交通事故に関する相談記録の個人情報部分開示決定処分に対する審査請求	R3. 5. 28	R3. 7. 6	意見陳述
		(2) 医療機関から提出されたレセプトに係る特定個人情報不開示決定処分に対する審査請求	R3. 5. 28	R3. 8. 31	意見陳述
		(3) 県立学校におけるいじめ及びハラスメントに関する文書の個人情報不開示決定処分に対する審査請求	R2. 6. 23	R2. 11. 24	論点整理
第15期 第19回	R4. 2. 17	(1) 県立学校におけるいじめ及びハラスメントに関する文書の個人情報不開示決定処分に対する審査請求	R2. 7. 10	R2. 9. 22	答申案骨子
		(2) 措置入院に関する提出書類に係る個人情報部分開示決定処分に対する審査請求	R2. 6. 23	R2. 11. 24	答申案骨子
		(3) 交通事故相談所における交通事故に関する相談記録の個人情報部分開示決定処分に対する審査請求	R3. 5. 28	R3. 7. 6	答申案
		(4) 医療機関から提出されたレセプトに係る特定個人情報不開示決定処分に対する審査請求	R3. 5. 28	R3. 8. 31	答申案
第15期 第20回	R4. 3. 17	(1) 県立学校におけるいじめ及びハラスメントに関する文書の個人情報不開示決定処分に対する審査請求	R2. 7. 10	R2. 9. 22	答申案
		(2) 措置入院に関する提出書類に係る個人情報部分開示決定処分に対する審査請求	R2. 6. 23	R2. 11. 24	答申案
		(3) 医療相談の対応記録に係る個人情報不開示決定に対する審査請求	R2. 12. 5	R3. 2. 4	論点整理

## (2) 諮問及び答申

令和3年度は審査請求事案に係る諮問が7件あり、うち2件の答申がなされました。残りの案件については、現在審査を行っています。また、過年度から審議を継続していた事案について、3件の答申がなされました。

## (3) 福岡県個人情報保護審議会委員

福岡県個人情報保護審議会の委員（第15期）は、次のとおりです（表10）。委員の任期は2年となっています。

表10 福岡県個人情報保護審議会委員名簿（五十音順、現職名は令和4年4月1日現在）

氏名	現職名	役職名	任期
井上 真由美	(株)西日本新聞社社会部編集委員		令和2年5月13日 ～ 令和4年5月12日
江島 玲子	(株)ビスネット消費生活アドバイザー		
小林 登	弁護士	会長	
櫻井 幸一	九州大学大学院システム情報科学研究 院教授		
佐々木 久美子	(株)グルーヴノーツ代表取締役会長		
出水 清子	福岡県民生委員児童委員協議会副会長 吉富町民生委員児童委員協議会会長		
村上 英明	福岡大学法科大学院教授	会長職務 代理者	
森 咲子	(株)咲ら化粧品代表取締役		
山元 規靖	福岡工業大学情報工学部情報通信工学 科教授		

## 7 個人情報取扱事務の登録状況

実施機関は、条例第10条の規定により、個人情報取扱事務について、個人情報取扱事務登録簿を作成し、一般の閲覧に供しなければならないとされています。

個人情報取扱事務とは、実施機関が行う個人情報を取り扱う事務のうち、個人の氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を検索し得る状態で個人情報が記録された公文書を使用するものをいいます。

個人情報取扱事務登録簿は、県ホームページ並びに県民情報センター及び地区県民情報コーナーにおいて公表しています。

令和3年度の個人情報取扱事務の登録件数は、2,088件でした(表11)。

表11 令和3年度個人情報取扱事務の登録件数(実施機関別)

実施機関	事務の区分及び件数				合計	
	固有事務 (本庁)	固有事務 (出先機関)	出先機関 共通事務	全庁 共通事務		
知事	総務部、秘書室	103	12	16	9	140
	企画・地域振興部	73	1	1		75
	人づくり・県民生活部	104	4	2	1	111
	保健医療介護部	205	26	93		324
	福祉労働部	153	21	66		240
	環境部	81		27		108
	商工部	51	21	12		84
	農林水産部	161	21	82		264
	県土整備部	42	6	32		80
	建築都市部	84	26	18		128
	会計管理局	5			3	8
	小計	1,062	138	349	13	1,562
議会	14				14	
公営企業の管理者	7		5		12	
教育委員会	84	47	135	7	273	
選挙管理委員会	6				6	
人事委員会	16				16	
監査委員	3				3	
公安委員会	6				6	
警察本部長	130				130	
労働委員会	8				8	
収用委員会	1				1	
海区漁業調整委員会						
内水面漁場管理委員会						
地方独立行政法人	57				57	
合計	1,394	185	489	20	2,088	

注 固有事務：各所属において固有に処理する個人情報取扱事務

出先機関共通事務：各部局の同種の出先機関において共通して処理する個人情報取扱事務

全庁共通事務：全庁において共通して処理する個人情報取扱事務